

## 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（抜粋）

平成6年6月23日

条例第17号

## （大津市廃棄物減量等推進審議会）

- 第17条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項を審議するため、大津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。
  - 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
  - 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に資する活動を行う団体の推薦する者
    - (3) 事業者団体の推薦する者
    - (4) 関係行政機関の職員
    - (5) 市長が行う委員の公募に応募した市民
  - 5 前項第5号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。
  - 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 委員は、再任されることができる。
  - 8 前各項に定めるほか、審議会の運営に關し必要な事項は、規則で定める。

## 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（抜粋）

平成6年9月1日

規則第45号

## （大津市廃棄物減量等推進審議会）

- 第6条 大津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## 第9条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。